省令

○法務省令第三十号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行に伴い、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月十日　法務大臣　上川　陽子

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附　則

この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

○農林水産省令第五十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月十日　農林水産大臣　西川　公也

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一オメプラゾールを有効成分とする強制経口投与剤の項の次に次のように加える。

オルビフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第五十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百三十号）の施行に伴い、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月十日　経済産業大臣　宮沢　洋一

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「都道府県知事」の下に「（当該所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に属する場合にあっては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条において同じ。）」を加える。

第六条中「前各条」を「前二条」に改め、「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を、「、都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

様式第三及び様式第四中「都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。